

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 3 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700230 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700123 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成3年11月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年11月から平成4年6月までの標準報酬月額については8万円から44万円、同年7月から平成5年9月までの標準報酬月額については8万円から53万円とする。

平成3年11月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年11月1日から平成8年7月16日まで

私の年金記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与の額より著しく低い額となっている。

私の記憶では、実際の額面給与支給額は、平成3年11月から平成5年3月までが44万円、同年4月から平成6年3月までが51万円、同年4月から平成8年6月までが54万円であった。

請求期間の一部に係る給与振込額が記載されている預金通帳(写)、平成7年分給与所得の源泉徴収票(写)及び離職時賃金日額が記載されている雇用保険受給資格者証(写)を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成3年11月1日から平成5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、平成5年2月5日付けで、平成4年7月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定を取り消した上で、平成3年11月1日に遡って、同年11月から平成4年6月までについては44万円から8万円に、同年7月から平成5年9月までについては53万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者のほか、A社の取締役であった7名(事業主を含む)

全員についても、請求者と同様、平成5年2月5日付けで、平成4年7月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定を取り消した上で、平成3年11月1日に遡って、8万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、元事業主は、上記の遡及訂正について、当時の経理担当部長が滞納分保険料の支払い要求に対応していたと回答している上、請求期間においてA社に勤務していた元取締役を含む複数の者が、はっきりした時期は分からないが、同社が保険料を滞納していたことを知っていることと陳述していることから、平成5年当時において同社に厚生年金保険料の滞納があったことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年2月5日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものと考えることは難しく、請求者について平成3年11月1日に遡って標準報酬月額の変額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち平成3年11月1日から平成5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、平成3年11月から平成4年6月までは44万円、同年7月から平成5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、請求者は、上記の遡及減額訂正処理が行われている期間のうち、平成4年7月から平成5年3月までの期間の実際の給与支給額は44万円、同年4月から同年9月までの期間の実際の給与支給額は51万円であったと主張しているが、これを確認できる給与明細書等を所持していない上、元事業主も貸金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、これらの期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

一方、請求期間のうち平成5年10月1日から平成8年7月16日までの期間については、オンライン記録によると、平成5年10月1日の定時決定により8万円、平成6年10月1日及び平成7年10月1日の定時決定により9万2,000円と記録されており、それぞれ平成5年8月24日付け、平成6年8月26日付け及び平成7年8月29日付けで処理されていることが確認できるところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、請求者は、平成5年10月から平成6年3月までの実際の給与支給額は51万円、同年4月から平成8年6月までの実際の給与支給額は54万円であったと主張しているところ、請求者から提出された預金通帳（写）及び雇用保険受給資格者証（写）において確認できる平成6年3月から平成7年7月までの給与振込額及び離職時賃金日額から、オンライン記録の標準報酬月額（8万円又は9万2,000円）を超える報酬月額の支払を受けていたことは認められるものの、当該振込額及び離職時賃金日額からは実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を算出することができない。

さらに、請求者から提出されたA社に係る「給与未払証明書」（写）によると、平成7年9月から平成8年7月までの期間の給与が未払である旨が記載されており、請求者は、これらの給与は全額支払われていないと回答している上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により徴収されていないと陳述している。

加えて、A社の元事業主は、平成5年10月から平成8年6月までの厚生年金保険料については、オンライン記録における標準報酬月額（8万円又は9万2,000円）に基づく厚生年金保険料額を給与から控除していたと回答している。

また、元事業主は、平成5年10月1日から平成8年7月16日までの期間に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者も請求期間に係る給与明細書等を所持していないため、給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の平成5年10月1日から平成8年7月16日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成5年10月1日から平成8年7月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700225号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700122号

第1 結論

昭和42年4月1日から昭和47年4月1日までの期間について、請求者のA社(昭和44年12月1日からはB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和48年6月から昭和51年3月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月1日から昭和47年4月1日まで
② 昭和48年6月から昭和51年3月1日まで

私は、請求期間①においてB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

また、私は、C社に昭和48年6月から勤務していたが、厚生年金保険の記録では、昭和51年3月1日に資格取得となっており、請求期間②が被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、複数の同僚の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者が、B社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、B社の現在の事業主は、当時の資料は残っていないと回答している上、請求者も、当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①にB社において、請求者と同じ勤務地及び業務内容であったとする複数の同僚は、社員の厚生年金保険の加入については、社長が決めており、全員が厚生年金保険に加入していたとは言えない旨陳述しているほか、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

さらに、B社が昭和45年6月から加入していたD厚生年金基金は、請求者の同社に係る厚

生年金基金加入の記録はないと回答しており、同社に係る厚生年金保険被保険者原票においても請求者の氏名は確認できない上、被保険者整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は当該期間の一部を含む昭和 48 年 11 月 1 日から昭和 55 年 10 月 31 日までの期間に、C社において雇用保険に加入していることが確認できるものの、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したが、具体的な回答が得られず、請求者が当該期間において厚生年金保険の被保険者要件を満たす勤務実態であったことを確認することができない。

また、オンライン記録によると、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の事業主も既に亡くなっていることから、照会することができない上、同社の商業登記簿謄本により確認できる元取締役 2 名に照会したものの、会社は既に廃業しており、資料がないため、請求者のことは分からないと回答するなど、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。